

川崎市告示第29号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和8年1月20日

川崎市長 福田 紀彦

令和7年11月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
合同会社スマイル	1475004824	ファミリーケアサービス	川崎区渡田1-1-4-2F	訪問介護
スミリンフィルケア株式会社	1475001663	グランフォレスト川崎	川崎区榎町2-2	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
公益社団法人川崎市看護協会	1475501753	川崎市看護協会ケアプランセンター	中原区今井上町1番34号和田ビル3階	居宅介護支援